

2008年11月24日

パナソニックの偽装派遣を告発し直接雇用を求める原告からのメッセージ

私は約18年間パナソニック（旧松下）電工のショールームで、アドバイザーとして働いてきましたが、松下がパナソニックに社名変更する大キャンペーンを行っている最中、パナソニック電工グループから雇止め解雇され失業の身となりました。

私が所属していたのは、パナソニック電工の完全子会社である派遣会社（ABM）です。元々は社員として採用されたのですが、会社の都合で転籍させられました。そしてまた突然にグループ内別会社（HEG）への転籍を求められ、提示された労働条件は月額賃金で4割の賃下げと6ヶ月単位の契約というものでした。そして「仕事は今までと全く同じ。一切の条件交渉はしない。答えは残るか残らないかだけでいい。」と通告されました。

私は労働組合に加入し、団体交渉を申し入れて交渉を始めました。しかしパナソニック電工グループは、私をダメしこの最中に「転籍拒絶・雇止め解雇」を決定し強行したのです。

ショールームの仕事は見た目以上にハードで、お昼の休憩もまともには取れず、夜の10時頃まで職場にいることも当たり前のような生活でした。それでも仕事が続けられたのは生活を守りたかったのと、ショールームの仕事が好きだったからです。仕事に誇りを持っていました。でも「派遣先が無くなったので契約満了です」の一言で、いとも簡単に全てを奪われました。

私は自ら登録した覚えはありませんが、パナソニック電工は私に「登録型派遣だといつても切れる」と言いました。

しかし、「ハケン」も人間です。18年近くも同じ職場の同じ部署ですっと同じ仕事を続けているので、私はこの仕事を定年まで続けるだろうと思っていましたし、生活設計も立てていました。会社が私によこした「離職票」には、自己都合退職のように書かれていましたが、異議を申し立ててハローワークで会社都合に更正してもらいました。

「派遣」の前提は「一時的・臨時的」仕事ですが、私が18年間も同じ仕事をしてきた事実こそが「一時的・臨時的」仕事では無いことを何よりも物語っています。また私の仕事はショールームアドバイザーですが、雇用契約書の業務内容には長い間「事務用機器操作」と記載されていました。そもそもショールームアドバイザーの仕事は、派遣では許されない仕事だったので、会社は業務を捏造したのです。そのことを知ったのは仕事を失ってからでした。

私は、11月14日福島地裁郡山支部に「業務偽装による違法派遣」で、派遣契約そのものが当初より無効であり「親会社であり派遣先であるパナソニック電工との間に黙示の労働契約が存在する」として地位確認を求めることを中心に3社を提訴しました。

毎日のように、期間工や派遣労働者の解雇が報じられていますが、今の派遣労働者には、自らを守るすべも、対抗するすべもありません。会社の経理上では派遣労働者は、「人」ではなく「モノ」扱いです。そして企業の都合だけで簡単に切り捨てられます。

こうした状況でも派遣労働者の異議申し立てはわずかです。派遣法が労働者保護法ではないうえに、強い強制力を持たないからです。

私はモノではなく人間です。家庭を持ち、子供を育て、希望を持って生きる権利があります。私の生活はこれからも続きます。

私は東北拡販キャンペーンで連続1位でした。パナソニックのため一生懸命働いてきました。私はパナソニック電工に、直接雇用を求めます。

今すぐ私をショールームに戻してください。